



検察庁はどんなところ？ その2

前号で、検察庁で働く検察官の仕事について説明しましたが、今回も前号に引き続き、検察官の仕事を紹介しましょう。

検察官 —けんさつかん—

検察官は、被疑者を起訴するためには、裁判所に起訴状を提出しなければなりません（起訴された被疑者のことを被告人といいます）。

起訴状には、被告人がいつ、どこで、どのような犯罪を行ったのか、また、その犯罪が何という罪で、何という法律の何条に当たるのかが書いてあります。

起訴には、法廷で裁判が開かれる公判請求と、法廷で裁判を開かずに、書類審査で刑（罰金と科料のみ）が決まる略式命令請求などがあります。みなさんが、テレビのニュースやドラマでよく見かけるのは、公判請求をした場合の法廷の場面だと思えます。

公判請求した場合、検察官は、裁判官・弁護士・被告人と一緒に裁判に出席し、証拠を示して被告人が罪を犯したことを証明し、被告人をどのくらいの刑罰にすべきか意見を述べます（「求刑」といいます）。

有罪の場合には、検察官は、刑罰の執行（被告人を刑務所に入れたり、罰金を払わせること）を行います。

次回は、検察官と一緒に検察庁で働く検察事務官と被害者支援員の仕事を紹介します。



★ヒーゴクイズ第2回★

答えが分かった人は、インターネットメールまたは、はがきに、名前・学校名・学年・クラス・答えを記入して、下の宛先に送ってくださいね。正解者の中から抽選で5名の方に、熊本地方検察庁オリジナルグッズをプレゼントします。

応募しめきり：H22年1月31日

問題 申し出をすれば、裁判員を辞退することができるのは、何歳以上の人でしょうか？次の①～③の中から、選んでね。

- ① 60歳以上の人
- ② 65歳以上の人
- ③ 70歳以上の人

熊本地検ホームページの裁判員制度のところヒントがかくされているかも・・・

前回のクイズの答え：正解は②番の弁護士です。裁判官・検察官・弁護士などの司法関係者は裁判員になることはできません。

おしえて！裁判員制度 その2



Q 裁判員が参加するのはどんな事件なの？

A 代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ① 人を殺した場合（殺人・さつじん）
 - ② 強盗が、人にケガをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷・ごとうちししょう）
 - ③ 人にケガをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死・しょうがいちし）
 - ④ ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死・きけんうんでんちし）
 - ⑤ 人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火・げんじゅうけんそうぶつとうぼうか）
- などです。

◆宛先&お問い合わせ先◆

〒860-0078
熊本市京町1丁目12番11号
熊本地方検察庁企画調査課
(広報担当)



- 電話 096-323-9035
- メールアドレス
kumamoto-chiken@ppo.mojgo.jp
- ホームページアドレス
<http://www.kensatsugo.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtm>

昨年七月十七日(金)、熊本高校の視聴覚教室で、ボランティア活動などに取り組むサークル「Hand in Hand」の生徒さんが、検察庁の協力のもと、模擬裁判を行いました。

裁判長役と裁判員制度の説明を検察庁の村本検事が担当したほかは、すべて熊本高校の生徒が中心となった手作りの模擬裁判でした。

模擬裁判では、真剣なやりとりが続き、最後に行いました会場のアンケートでは、有罪、無罪と答えた人が半々となるほど白熱しました。

会場の生徒からは、「真剣な気持ちで伝わってくることも素晴らしい模擬裁判でした」、「人を裁くということは本当に難しいけど、裁判員制度についてすべて良かった」などという、たくさんうれしい感想をいただきました。

今回は、熊本高校の模擬裁判を紹介しましたが、このような模擬裁判を始め、みなさんが検察官役となって取調べを体験する「模擬取調べ」など、検察庁では様々な取組みを行っていますので、少しでも興味・関心を持った生徒や先生のみなさん、お気軽に左のお問い合わせ先までお電話ください。お待ちしております！

熊本高校で模擬裁判を実施！



模擬裁判の様子



職員からのメッセージ



熊本地方検察庁
 検察官検事

私は、元々、大学の法学部に在籍していたので、法律のスペシャリストとしての資格が欲しいと思い、司法試験を受けることにしました。当時は、裁判官や検察官のことを詳しく知らなかったため、ばくせん弁護士になろうと思っていました。

しかし、司法試験に合格後、司法修習（裁判官、検察官、弁護士の資格を得るための勉強を行うこと）の一時期、検察庁で勉強した際に、それまで知らなかった検察庁の業務に触れ、依頼人の意向に左右されず、自分がやりたいことを出来るのが検察官だと思い、検察官になることを決めました。

検察官の仕事は、主として、犯罪を犯した人を取り調べるなどの捜査をし、犯罪を犯した人を起訴し、さらに、裁判でその人が犯罪を犯したことを証明するという仕事です。

その中で、それまで自分が知らなかったような、社会の暗い部分を知ったり、自分とは全く価値観の違うような人の話を聞いたりすることがあります。また、事件がいつ起こるか分からない上に、逮捕された被疑者の身柄を拘束できる期間が、最大で二十日間と時間制限があるため、日々、時間に追われる大変な業務です。

しかし、一生懸命仕事をして、被害者の方から「ありがとう」といいます。「とお礼を言ってもらえたときは、やはり、頑張った良かったと思います。

昨年五月から裁判員裁判が始まり、広く国民のみなさんに検察官の仕事を知ってもらうことが出来るようになったと思いますので、もし、検察官の仕事に興味を持った人がいたら、ぜひ、裁判を傍聴してみてください。



熊本地方検察庁天草支部
 検察官副検事

私は、熊本地方検察庁天草支部に勤務している検察官副検事です。私は、検察事務官として検察庁に採用され、その後、試験を受けて検察官となりました。

私は、検察官となり現在十一年目を迎えました。その間、数多くの刑事事件の捜査や公判を担当してきました。

私は、事件を起こした犯人などを取り調べたりしますが、犯人が事件を起こしたことを反省し、立派に立ち直ってくれたときは大変うれしく思います。検察官になって良かったなと思います。

しかし、中にはまた犯罪を起こしてしまう人もいて、その犯人が再び私の取調べを受けることになったときはとても残念に思いますし、もう二度と罪を犯してほしくないと願っています。

検察官の仕事は、事件の犯人や被害者の方々の人生にも大きく関わることもある仕事なので責任は重大ですが、世の中から少しでも犯罪が減って事件の被害にあって悲しむ人が少なくなればと思っています。

この新聞を読まれる中学生のほとんどの方が、「検察庁って何するところ？」と思っているのではないのでしょうか。

この新聞を読んでいただくことにより、検察官や検察事務官がどんな仕事をしているか多少なりとも理解してもらえば幸いです。



熊本地方検察庁
 検察事務官

みなさん、こんにちは。私は、昨年四月に熊本地方検察庁に採用されたばかりの社会人一年生です。

私の所属している事件・令状担当は、警察署等のあらゆる捜査機関から送致された事件の受理や、捜査が終了した事件の処理を行う、つまり、検察庁の出入口のようなところです。

検察庁へは、毎日、さまざまな事件が送致されてきますが、何一つとして同じ事件はなく、それぞれが被疑者と被害者の人生に大きく関わるものであり、実際に、私が受理を担当した事件が当日のニュースや新聞で報道されることも多く、この仕事の重要性とやりがいを感じています。

しかし、私たちは、常に張り詰めた緊張感の中で働いている訳ではなく、時には上司や先輩と冗談を言い合ったり、お昼にどの弁当を注文するか頭を悩ませたり、休日には野球の練習をして、オンとオフの切り替えをうまくやるようにしています（ちなみに熊本地検野球部は、毎年一回開催される九州各県の検察庁対抗野球大会において二連覇中です）。

平成二十一年五月二十一日から裁判員制度がスタートし、熊本でも対象事件の裁判が行われました。

みなさんも将来、「裁判員」には選ばれるかもしれませんので、このヒーゴタイムズを通じて、今から少しずつでも情報収集されることをおすすめします。

以上、つたない文章ですが、みなさんが少しでも検察庁に対する興味を持っていただければ、私としてもうれしいです。